

第1 工業用水道事業の経緯（令和5年3月事業廃止）

1 東京の地盤沈下

東京の地盤沈下は、明治時代の末期に始まり、昭和20年前後には一時的に沈静化した時期もあったが、戦後の高度成長に伴う工業の発展による地下水の揚水量増大に伴って、地盤沈下は拡大の一途をたどってきた。

最も沈下が激しかった昭和33年には、場所によっては年間175mmも沈下した。

特に江東区の荒川右岸一帯は、年間平均150mmの沈下を記録し、その沈下区域も年々拡大してきた。このような地盤沈下の結果、いわゆるゼロメートル地帯が激増し、これにより洪水、高潮等の災害に対する危険が増大した。

都は、戦前の東京府、東京市時代から危険地区における既設堤防のかさ上げ及び護岸の強化等の対策を実施してきたが、昭和24年8月のキティ台風や昭和33年7月の台風11号による高潮は大浸水をもたらした。

2 工業用水道の必要性

このような状況を背景に地盤沈下そのものを止める抜本的な対策として、工場による地下水のくみ上げを規制して、代わりに工業用水道を設置して工業用水を供給すべきとの意見が関係者の間から出てきていた。

この問題は、都のみならず大阪、名古屋、川崎等各工業都市にも見られ、工業用水道を切望する声は全国的な規模で高まりを見せていた。

こうした背景の下、国は昭和31年に工業用水法、昭和33年には工業用水道事業法を制定した。これにより、工業用水としての地下水の使用を規制して、工業用水道事業を運営する道が開かれた。

都は、既に昭和28年から地盤沈下対策審議会を設置して地盤沈下の抜本的対策の検討を進め、江東及び城北の地区を対象とした工業用水道事業計画を策定し、この事業計画に基づき、昭和35年には、江東地区工業用水道事業（江東区、墨田区及び荒川区の全域並びに江戸川区及び足立区の一部）が、昭和36年には城北地

区工業用水道事業（板橋区、北区及び葛飾区の全域並びに足立区の大部分）が庁議決定され、建設に着手した。

このように工業用水道事業は、「地盤沈下防止」という行政目的を達成するために進められることとなった。

3 事業の開始とその後の経緯

都の工業用水道事業は昭和39年8月、江東地区において、南千住浄水場から給水を開始し、翌年の昭和40年5月には、南砂町浄水場からも給水を開始した。

両浄水場は、下水道局三河島処理場及び砂町処理場の二次処理水を原水とし、沈殿、ろ過及び塩素処理をした上で給水するもので、下水処理水を原水とする浄水場としては、わが国でも最初の大規模な施設であり、両浄水場合わせて日量32万6,000m³の施設能力で給水を開始した。

一方、昭和46年4月には、城北地区においても給水を開始した。城北地区の浄水場である三園浄水場は、利根川の表流水を原水とし、当初施設能力日量35万m³で建設された。

また、渇水時や揚水規制強化による水源不足に対応するため、江北浄水場を建設し、昭和54年から送水を開始した。

このように、工業用水の供給を行う一方、地下水揚水規制の強化、揚水規制区域の拡大等が図られた結果、昭和50年代以降、地盤沈下はほぼ沈静化し所期の目的は達成されている（図5-1、表5-1参照）。

工業用水の需要は、昭和49年度の基本水量日量36万9,933m³をピークに、その後、工場の都外への移転、水使用の合理化等により減少傾向が続いており、施設能力に大幅な余剰が生じたため、昭和55年3月に南砂町浄水場を廃止するとともに、昭和58年に三園浄水場の施設能力を日量17万5,000m³に縮小し、昭和62年に江北浄水場を休止した。

その後も需要量の減少は続き、料金収入の減少をもたらした。この間も企業努力を続け、財政の安定化を図ったが、建設開始以来40年以上を経過した施設の更

新時期を迎え、更新経費の増加が見込まれるため、経営は極めて厳しい状況になった。

こうした状況を踏まえ、工業用水道事業を今後も安定的に経営していくため、経営改善計画を策定して、平成9年に2地区あった事業の統合や浄水施設の一元化、平成12年に配水施設管理業務の委託、平成16年に徴収業務や給水装置業務を委託するなど抜本的な見直しを図った。

また、平成10年度から平成17年度までの計画で、国庫補助を活用した改築事業により、施設の更新を行った。

4 事業のあり方に関する検討

その後も事業を取り巻く状況は厳しいことが予想されたため、平成18年7月に行財政改革実行プログラムを策定し、地下水揚水規制や需要の動向等を踏まえ、効率経営を推進しつつ、事業の廃止などを含めた抜本的な経営改革について関係各局で検討を進めてきた。

また、工業用水道事業は様々な問題が^{ふくそう}輻輳しており、事業の経営改革の方針を決定するには、専門的かつ中立的な立場から多角的に検討を行うことが不可欠であることから、平成26年12月、外部の専門家で構成された「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、検討してきた。

平成30年6月、有識者委員会報告書が取りまとめられ、工業用水道事業は、地盤沈下防止という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、施設の大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべきとされた。

また、事業廃止に当たっては、事業が行政施策として開始された経緯を踏まえ、お客さまの事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、十分な支援策を講じるべきである旨の提言がなされた。

5 事業の廃止及び支援計画

（１）事業廃止決定の経緯

都では、有識者委員会の提言も踏まえ、工業用水道事業については廃止に向けた動きを進めることとし、平成30年7月から、お客さまへの個別訪問を実施し、上水道への切替えに伴う料金への影響等を説明するとともに、支援策についての意見を伺った。

こうした意見等も考慮し、平成30年9月、「工業用水道事業の廃止及び支援計画（案）」（以下「支援計画（案）」という。）を策定した。

また、平成30年第三回都議会定例会において、「東京都工業用水道条例を廃止する等の条例」（以下「廃止条例」という。）の提案にあわせて、支援計画（案）を報告し、廃止条例が可決されたことで、令和4年度末をもって工業用水道事業は廃止することとなった。

（２）支援計画の実施

工業用水道事業の廃止に当たり、お客さまの事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、平成31年3月に「工業用水道事業の廃止及び支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定した。

令和4年度末の事業廃止に向け、令和元年度から支援計画に基づき、上水道への切替工事等の利用者支援を実施してきた。今後は料金差額補填等の支援を引き続き実施していく。

6 清算業務について

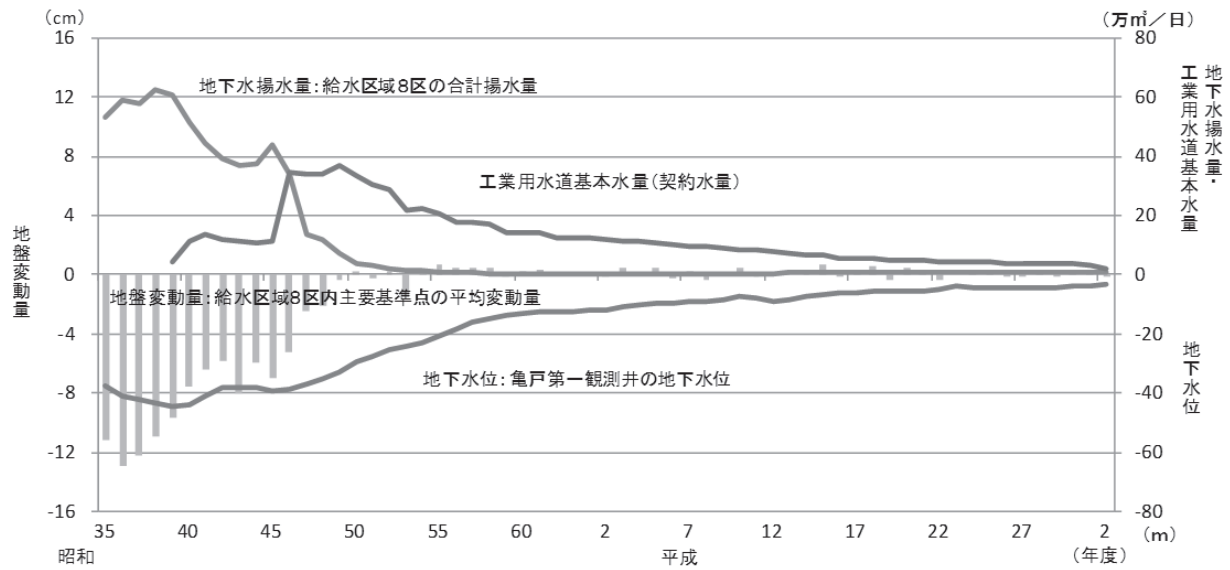
令和5年度以降は、地方公営企業法の適用が廃止される一方で、料金差額補填等の利用者支援や不要となる工業用水道管の撤去、また撤去までの安全対策等の清算業務が生じる。これらの業務に関する経理を明確にするため、工業用水道事業清算会計を設置した。

また、これらの業務を確実に行的っていくためには、当局の営業業務のノウハウや水道管の工事等に係る技術、事業廃止決定以降の利用者との調整を踏まえた対応が重要である。

そのため、当局が都知事より事務の委任を受け、引き続き実務を担っていく。

また、利用者に対する支援は、今後、長期にわたり実施していくものであるため、関係各局により連携して対応していくことで、着実かつ円滑に進めていく。

図5-1 工業用水道の供給と地盤沈下防止の効果



(注1) 本図は、東京都土木技術支援・人材育成センター及び環境局の資料を基に作成している。
 (注2) 平成23年度の地盤変動量のデータは、東北地方太平洋沖地震による影響が大きいため、示されていない

表5-1 地下水の揚水規制と工業用水道の整備

江東地区	江東地区工業用水道建設事業(S35～S39)						江東地区工業用水道拡張事業(S47～S53)				江東地区・城北地区工業用水道事業統合
	地域指定と規制基準の強化	規制基準の強化	南千住系の給水開始	南砂町系の給水開始	地下水の揚水規制実施	規制基準の強化	地域指定と規制基準の決定	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	
墨田区・江東区・荒川区の全域及び足立区の一部	36・1・1	38・7・1	39・8・15	40・5・1	41・1・5	46・5・1	47・5・1	48・9・1	50・4・1		49・4・1
城北地区	城北地区工業用水道建設事業(S38～S45)						城北地区工業用水道拡張事業(S47～S53)				城北地区・葛飾区・足立区・板橋区の全域と足立区の一部
	地域指定と規制基準の決定	給水開始	規制基準の強化	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	地下水の揚水規制実施	
	38・7・1		46・4・1	46・8・15	46・12・28	49・4・1	52・5・1				49・4・1